

法学会雑誌入稿規程

2006年6月16日岡山大学法学会評議員会承認

2010年4月28日一部改正につき評議員会承認

2011年5月18日一部改正につき評議員会承認

2011年6月15日一部改正につき評議員会承認

2017年1月25日一部改正につき評議員会承認

1. 入稿資格者

(1) 法学会会員（岡山大学法学会会則第5条各号の会員をいう。以下同じ。）のうち、法学会雑誌に入稿する資格を有するのは、以下の者とする。ただし、法学会会員として会費を納入していない者を除く。

イ. 普通会員

ロ. 特別会員

ハ. 大学院学生会員で博士後期課程に属する者

ニ. 客員研究員会員

(2) 本項(1)以外の者で、法学会雑誌に入稿する資格を有するのは、評議員会の議決により特に認められた者とする。

2. 共同執筆

普通会員は、「主たる執筆者」となるときに限り、評議員会の承認を得て、第1項(1)又は(2)に規定する者以外の者と共同執筆することができる。この場合の「主たる執筆者」とは、執筆者として主たる役割を果す者をいい、その旨が当該著作物中でも明示されなければならない。この場合の入稿・校正等に関する一切の責任は、当該普通会員が負うものとする。

3. 執筆内容

(1) 入稿希望者は、その内容等に応じ、原稿に、論説、研究ノート、判例研究、紹介、資料、翻訳の区分を示さなければならない。

(2) 第1項(1)ハ又はニの資格に基づいて入稿しようとする者（以下「大学院学生会員等」という。）については、本項(1)の規定にかかわらず、論説（字数は4万字を限度とする）以外の入稿を認めない。

4. 入稿本数

各入稿者の入稿できる論説等の本数については、1つの号（合併号も1つの号と数える。）につき、1人最高3本までとする。ただし、記念号への入稿は、1人1本に限る。

5. 入稿手続

- (1) 入稿希望者は、編集委員会によって示された年間発行計画に記された各号締切日の1か月ほど前に行われる入稿募集に応募するものとする。
- (2) 入稿者は、締切日の午後5時までに編集担当者が指定する提出先に、①岡山大学法学会雑誌掲載申込書、②原稿の電子媒体を提出するものとする。ただし、編集担当者が印字した原稿の提出を依頼したときは、上記に加えて、これを提出するものとする。なお、提出物の破損・紛失に関しては、法学会は一切の責任を負わない。
- (3) いったん提出した岡山大学法学会雑誌掲載申込書の記載事項を変更するには、編集委員会の許可を要する。
- (4) 締切日時に間に合わなかった入稿希望者は、入稿しなかったものとみなす。

6. 大学院学生会員等に関する入稿及び掲載の特則

(1) 大学院学生会員等の入稿手続に関しては、以下のとおりとする。本特則に定めのない事項については、第5項の入稿手続による。

イ. 入稿について、指導教員（客員研究員会員にあっては受入教員とする。以下同じ。）の推薦を受けなければならない。

ロ. 第5項(1)の各号締切日より2か月前までに、編集委員会に対し、指導教員を通じて原稿を提出する。

ハ. 指導教員は、編集委員会に対し、原稿提出の際、推薦書を提出する。

- (2) 編集委員会は、原稿について、本規程に合致していること等の審査を行う。
- (3) 原稿の掲載については、評議員会の承認を得る。
- (4) 編集委員会は、入稿について、編集上の考慮から、大学院学生会員等の希望する巻号以外の巻号に掲載することができる。
- (5) 大学院学生会員等は、退職記念号に入稿することができない。

7. 校正

- (1) 校正は3回まで認める。
- (2) 入稿者は、校正した原稿を提出する際に、要再校、校了、責了の別を必ず指示するものとする。
- (3) 入稿者は、校正すべき原稿が印刷所から大学に届いた日を含め、初校については10日以内、再校については8日以内、三校については4日以内に、校正した原稿を編集担当者の指定する提出先に提出するものとする。ただし、編集担当者は、特別な事情により上記期間内に提出を求めるのが相当でないと判断する場合には、提出期限を延長することができる。
- (4) 校正段階での大幅な書き直しは認めない。書き直しが大幅か否かの判断は、編集担当

者が行う。

(5) 表紙・裏表紙の校正は、速やかに行う。

8. 編集担当者並びに編集委員会

(1) 編集委員会は、年度初めの月にその年度の年間発行計画を示す。

(2) 各号の編集担当者は、入稿状況に応じて、原稿を再募集し、又は締切日・発行日を延ばすことができる。

(3) 雑誌発行に関する本規程外の事項に関しては、編集担当者並びに編集委員会の裁量に基づいて処理する。

9. 入稿者の責任

入稿者が本規程を守らず、雑誌発行について発行日の遅延もしくは金銭的損害を生じさせた場合には、当該入稿者がその責任を負う。

10. 著作権

法学会雑誌に掲載された論説等の著作権は、岡山大学法学会に帰属する。(了)